

個人市・県民税特別徴収税額の納期の特例に関する承認の申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div> (あて先) 奈良市長	特別徴収 義務者	住(居)所			電話番号	
		所在地				
		氏名(名称) 代表者氏名 印			特別徴収 指定番号	
		法人番号				
奈良市税条例第41条(第54条)の規定により特別徴収税額の納期の特例の承認申請書を提出します。						
特例の適用を受けようとする税額 ①		年 月以後の支払にかかる給与又は退職手当等から徴収すべき市・県民税額				
申請の日以前6カ月間の各月末の給与の支払を受ける者の数及び各月の支払金額(ほか書は臨時に雇用している者にかかるもの)	年 月	人	円	年 月	人	円
		ほか	ほか		ほか	ほか
	年 月	人	円	年 月	人	円
		ほか	ほか		ほか	ほか
	年 月	人	円	年 月	人	円
		ほか	ほか		ほか	ほか
年 月	人	円	年 月	人	円	
	ほか	ほか		ほか	ほか	
1 現に滞納している場合で、それがやむを得ない理由による場合は、その理由 2 申請の日以前1年以内に納期の特例の承認が取り消されたことがある場合は、その年月日 ②						
給与の支払を受ける者のうち奈良市内の居住者		申請日の属する年の1月1日現在	人	申請日現在	人	

(注) 裏面参照のこと。

記載上の注意事項等

1 個人市・県民税特別徴収税額の納期の特例制度について

(1) この特例の承認を受けることができるのは、給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所等の特別徴収義務者です。

(注) ア 「事務所等」というのは、事務所、事業所その他これに準ずるもので、給与の支払事務を取り扱うところをいいます。

イ 「常時10人未満」というのは、常には10人に満たないということであって、多忙時期等において臨時に雇い入れた者があるような場合には、その人数を除いた人数が10人未満であることです。

(2) (1)に該当する特別徴収義務者が、この特例の承認を受けようとする場合には、市長に申請をしていただかなければなりません。

(3) この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間にかかる給与又は退職手当等から徴収した市・県民税特別徴収額は、それぞれの期間分をまとめて納入することができます。

区 分	納 入 期 限
6月から11月まで（退職手当等については4月から11月まで）の期間に徴収した特別徴収税額	12月10日
12月から翌年5月までの期間に徴収した特別徴収税額	翌年の6月10日

(注) 承認を受けた日の属する期間は、その日の属する月から、その期間の最終月までです。

(4) この特例の承認を受けた後において、給与の支払をする者が常時10人以上となった場合には、その者を遅滞なく市長に届け出ていただければならないことになっています。

◎注意 滞納がある場合には、特例を承認しないことがあります。また、承認した後においても、市税の滞納がありますと、この特例の承認を取り消すことがありますから、特に注意してください。

2 申請書の書き方

(1) 「①」欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入してください。

(2) 「②」欄には、該当する場合に限り記入してください。